

ソ連共産党中央委員会政治局チェルノブイリ原発事故対策特別作業班会議

1986年5月20日

出席者：

ソ連共産党中央委員会政治局員

同志 ルィシコフ N. I .  
          ヴォロトニコフ V. I .  
          チェブリコフ V. M .

ソ連共産党中央委員会政治局員候補

同志 ドルギフ V. I .  
          ソコロフ S. L .

ソ連内務相

同志 ヴラソフ A. V .

会議招致出席者：

ソ連閣僚会議副議長 [ 副首相 ]

同志 バタリン Yu. P .  
          シラエフ I. S .  
          シチェルビナ B. E .

ソ連電力エネルギー相

同志 マイオレツ A. I .

ソ連科学アカデミー総裁

同志 アレクサンドロフ A. P .

中規模機械製作省第1次官

同志 メシコフ A. G .  
          ペトロシヤンツ A. M .

国防省第1次官

同志 アフロメエフ S. F .

ソ連外務省第1次官

同志 コヴァレフ A. G .

ソ連保健省第1次官

同志 シチエーピン O. P .

国家水文気象委員会委員長

同志 イズラエリ Yu. A .

国家水文気象委員会第1副委員長

同志 セドゥノフ Yu. S .

ソ連電力エネルギー省次官

同志 シャシャリン G. A .

I. V. クルチャトフ記念

原子力エネルギー研究所副所長、アカデミー会員

同志 レガソフ V. A .

ソ連共産党中央委員会重工業・

エネルギー産業部次長

同志 フロルィシエフ V. M .

1. ソ連ヨーロッパ部の放射線状況

放射線の状況は全般に安定しており、放射線レベルは次第に低下しつつあるとのイズラエリ同志の報告を了解。管理ゾーンの放射能汚染について、その同位体組成を特定。30 km圏沿いのいくつかの地点において、一部の環境放射線レベルが許容基準を上回っており、これら地域からの住民避難の必要性が生じている。

30 km圏及びその隣接地域の、最も危険度の高い放射性同位体による汚染度を示した詳細な地図を作成し、当特別作業班に示すと共に、住民の追加避難を必要とする居住地区のリストを提出するよ

う、イズラエリ同志に委任。

## 2. 事故被災住民の医療について

この4昼夜間に入院患者数が716名増えたとの、シチューピン同志の報告を了解。放射線障害と認められた者は211名で、うち子どもは7名。事故発生以来これまでの死亡者数は、17名。また、28名が重体。放射線障害の症状を示している者は、事故の発生及び拡大の現場にいた者に限られている。

水のサンプルは、各所で許容範囲内の基準を満たしている。

シチューピン、イリインの各同志に対し、ソ連保健省の認める、居住個所、自然環境、農地、食料及び水源の最大許容放射能汚染レベルの基準を、当特別作業班会議の次回定例会合に提出するよう委任。また、それを土台にして、イズラエリ同志と共同で除染作業実施後の残留放射能レベルの許容基準、住民の再避難期間及び必要な治療予防措置に関する勧告をとりまとめるよう委任する。

## 3. チェルノブイリ原発第1・2号炉の稼働に向けた一連の措置に関するソ連共産党中央委員会及びソ連閣僚会議決議案について

全体として決議案を承認。第3号炉の運転再開の可能性については、その構造及び設備の状況に関するデータを得た後で別途検討するのが妥当と判断。発電所内の自動放射線検知システムの使用開始時期を1987年第3四半期から1986年第4四半期に変更することが必要と認める。

シチュルピナ同志に対し、プロジェクトに然るべき修正を加え、それを1986年5月21日に提出するよう委任。

## 4. 破壊原子炉の完全密閉構造物の設計状況について

この問題に関するバタリン同志の報告を了解。

バタリン同志に対し、この作業の進捗状況について常に定期的に当特別作業班会議に報告するよう要請。

## 5. IAEAに提供する、事故に関するデータの増補について

この問題に関するペトロシヤンツ同志の報告を了解。

チェルノブイリ原発地区の放射性ヨウ素131及びセシウム137による汚染レベルに関するデータをIAEAに提供する件について、本議事録第1、2項に関する問題を当特別作業班会議で検討ののち、最終決定をはかることが妥当と判断。

## 6. 事故処理作業へのベクテル社（米国）の参加申し入れについて

この問題に関するバタリン同志の報告を了解。

ベクテル社の提案を受入れることは、不相当と判断。その理由は、同社の勧める事故処理策は、すでに知られたものであり、本邦の計画、建設関係諸機関によって実行されているため。

## 7. 建設機材のドイツ連邦共和国及び日本での買い付けについて

コンクリートポンプ及びその他の機材をドイツ連邦共和国並びに日本から買い付けることに関する、バタリン同志の提案に同意する。アリストフ同志に対し、該当企業と交渉し、可能な限り短期間

の内に機動タイプのコンクリートポンプ25～30台とコンクリートポンプ設備18セットを購入・納入出来るよう委任。

N . ルィシコフ

ソ連閣僚会議総務局総務課 2 印